

**【論点⑨】広域機関において定めるべきルール及びシステム**

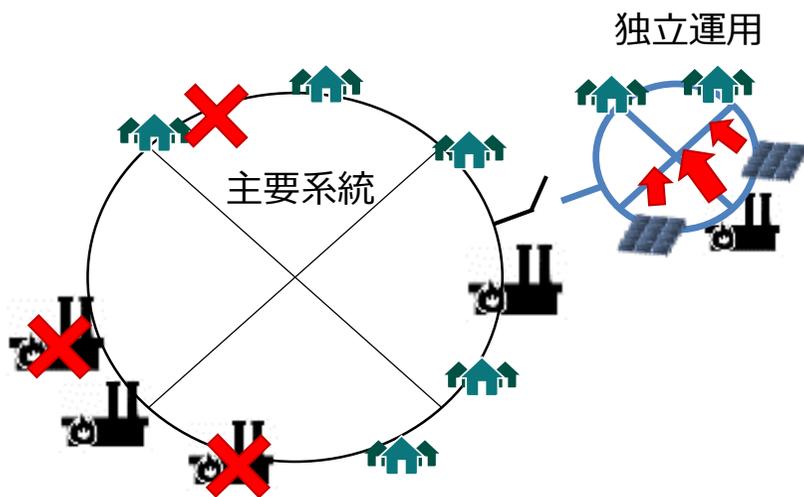
**【論点⑩】一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム**

# 配電事業者の基本形

- これまでの議論を踏まえれば、配電事業は、以下の類型が基本と考えられる。
- 本日は、この基本ケースを念頭に、具体的な業務を取り上げ、一般送配電事業者や電力広域機関との間で必要となる契約やシステムについて整理を行うこととしたい。

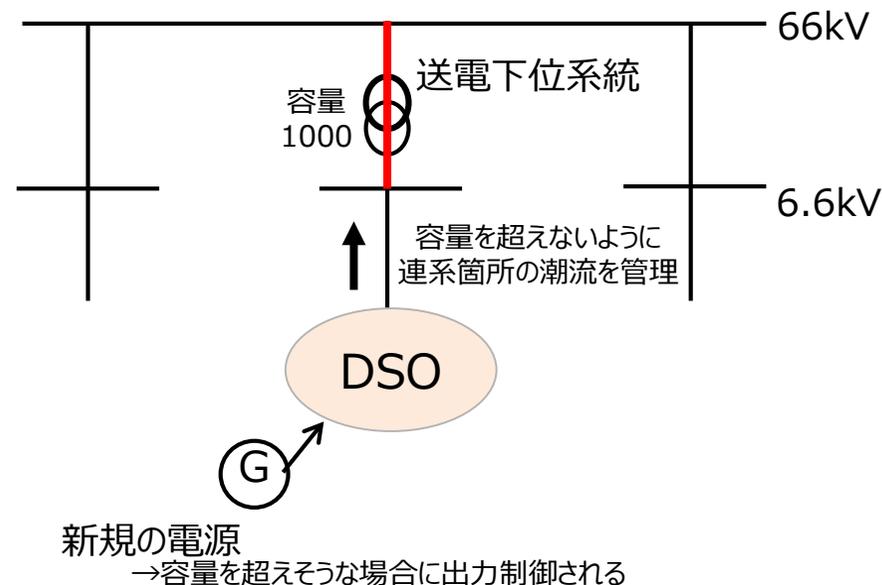
## 緊急時独立運用型

災害時等に上位系統が被災し、その復旧が長期化するような場合等に、上位系統と切り離して、地域に電力供給を実施。



## 送電下位系統の混雑管理型

配電事業者が、配電系統への新規電源接続に伴う送電下位系統の混雑に対し、配電網の運用により、混雑管理に貢献。



# 配電事業の個別業務と時間軸について

資源エネルギー庁 令和2年12月18日  
第8回持続可能な電力システム  
構築小委員会 資料1-2

- 電気事業法上、配電事業は、**一般送配電事業に倣った義務**が課されていることから、基本的には配電事業者は、一般送配電事業者と同様の業務を行うことが想定される。
- 他方、新規参入者は、参入後にその業務を**段階的に拡大**していくことが基本と考えられることから、一部の業務については、一般送配電事業者に委託できることとされた。
- このため、各業務ごとに、一般送配電事業者や電力広域機関との間で必要となる契約やシステムについて、配電事業者が行う**中長期的な業務イメージ**を整理の上、制度開始当初から**当面の間の業務イメージ**の両方の視点から整理を行うこととしたい。

## 配電事業者の業務例

1. 計画業務	供給計画	…需要想定、供給力見通し、設備整備計画等
	系統アクセス	…接続検討等
2. 運用業務	需給管理	…需給計画の作成・提出、調整力確保、周波数調整等
	系統管理	…電圧維持、系統操作、設備管理等
3. その他	保安	…巡視、点検、事故対応等
		…託送関連業務（検針、精算等）

# 1. 計画業務について (1) 供給計画

- 配電事業者が、電気事業法に基づき、電力広域機関を経由して、国に届け出る供給計画について、以下の方向性の整理としてはどうか。

## <配電事業者の供給計画>

- 一般送配電事業者は、その供給エリア内の向こう10年間の送電線路等の整備計画や、エリア内の需要・供給力の見通しを記載した供給計画を策定・届出が必要。電力広域機関がすべての電気事業者の供給計画を取りまとめ、国に提出。
- 配電事業者も同様の義務が課せられている。
- **配電事業者が作成・届出する供給計画**は、一般送配電事業者と同様の項目を求めつつ、運用する電気工作物の規模や使用電圧等を踏まえ、記載すべき事項としては、少なくとも以下の事項を盛り込むこととしてはどうか。
  - － **配電事業エリア内の需要想定及び供給力見通し**
  - － **配電線路等の整備計画**
  - － **電源計画（BG分の供給、調整力確保）**
- このうち、配電線路等の整備計画について、配電事業者が維持・運用する電線路を記載することとし、その対象は使用電圧が6kV以上の電線路、又は、最上位電圧が6kV未満の場合は最上位電圧の電線路としてはどうか。
- また、発電計画の案などの供給力見通しの把握に必要な情報については、電力広域機関が一般送配電事業者に対して行っているものと同様に、一般送配電事業者が配電事業者に提供することとしてはどうか。

## <一般送配電事業者との関係>

- 配電事業者は、その配電事業エリア内の供給責任を負う主体であることを踏まえれば、配電事業エリアの供給計画を、一般送配電事業者が配電事業エリアを除く一般送配電事業エリアの供給計画を、それぞれ作成・届出することも考えられる。
- しかしながら、一般送配電事業者は、配電事業エリアを含め、最終保障供給義務を負う主体であることを踏まえれば、究極的には、一般送配電事業者は、配電事業エリアも含めた供給責任を負うことになる。
- このため、以下の整理としてはどうか。
  - － **配電事業者は配電事業エリアの供給計画を作成・届出**
  - － **一般送配電事業者は、配電事業エリアも含めたエリア全体の供給計画を作成・届出**
- なお、**電力広域機関による供給計画の取りまとめに当たっては、供給力の重複がないよう取りまとめを行う必要がある点には留意が必要。**

# (参考) 各事業者の供給計画の届出様式

2019年度供給計画届出書の記載状況等から、各事業者が記載する帳票を以下の分類で整理した。

◎:通常記載が必要な表    ○:対象となる計画を持つ場合に記載が必要となる表    △:特殊な計画を持つ場合のみ記載が必要となる表

帳票	帳票記載内容	発電	小売	登録特定 送配電	特定送 配電	送電	一般送 配電
32-1表	最大電力のバランス(10年間の年別)	◎	◎	◎			◎
32-2表	電力量のバランス(10年間の年別)	◎	◎	◎			◎
32-3表	最大電力のバランス(第1、2年度の月別)	◎	◎	◎			◎
32-4表	電力量のバランス(第1年度の月別)	◎	◎	◎			◎
32-5表	発電設備の開発計画(10年以内の運開分)	○					
32-6表	送変電設備の整備計画(32-6-1,32-6-2)			○	○	○	○
32-7表	発電設備の開発計画(10年以降の運開分)	△					
32-8表	取引計画(10年間の年別) 受電表	△	◎	◎			◎
	取引計画(10年間の年別) 送電表	◎	○	△			◎
33表	エリア需要想定						◎
33-2表	調整力確保計画						◎
34表	主要発電機の補修計画(第1、2年度)	○					
35表	火力発電所の燃料計画(35-1, 35-2, 35-3)	○					
36表	取引計画(第1、2年度の月別) 受電表	△	◎	◎			◎
	取引計画(第1、2年度の月別) 送電表	◎	○	△			◎
37表	電力品質の質的評価						◎
38表	電力系統・潮流の状況 電力系統状況			◎	◎	◎	◎
	電力系統・潮流の状況 電力潮流状況						◎
38-2表	連系線運用容量等の計画						◎

# 1. 計画業務について (2) 需給計画

資源エネルギー庁 令和2年12月18日  
第8回持続可能な電力システム  
構築小委員会 資料1-2

- 配電事業者が、電力広域機関システムを通じて、電力広域機関に提出する**需給計画**（供給区域の需要、供給力、調整力に関する計画）について、以下の方向性の整理としてはどうか。

- 一般送配電事業者は、需給計画について、年間計画、月間計画、週間計画、翌日計画、当日計画を電力広域機関に提出。
- 配電事業者も、これと**同様の業務**を行うことが基本と考えられるため、電力広域機関においては、配電事業者から提出されるこれらの計画を受け付けるシステムが必要となる。

※当面は、想定需要とバックアップ電源のリストを提出するなど、簡易的な手法についても検討が必要。

# 1. 計画業務について

## (3) 系統アクセス（送配電事業者と配電事業者の基本的分担）

資源エネルギー庁 令和2年12月18日  
第8回持続可能な電力システム  
構築小委員会 資料1-2

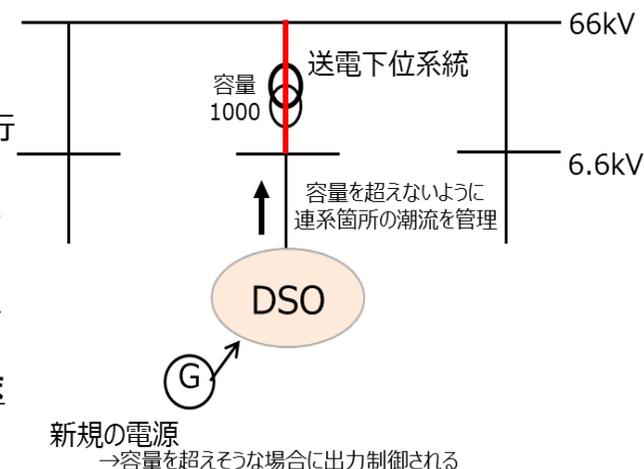
- 配電事業者が行う系統アクセス業務について、以下の方向性の整理としてはどうか。

### <配電事業者による系統アクセス検討プロセス>

- 一般送配電事業者は、自らのエリア内において、発電設備を設置しようとする者や新たな需要家から、接続に関する申込みがあった場合、原則として、これに応じなければならず、配電事業者においても、同様の業務を行うことが必要。
- 配電事業者が、連系希望者から接続に関する申込みを受け付けた際は、配電事業者は自エリア内の配電系統の増強等の検討とともに、一般送配電事業者の運用する上位の送電系統の増強等の検討が必要になる場合がある。
- このため、配電事業者は、接続に関する申込みを受け付けた場合、一般送配電事業者と同様のプロセスで検討を行うことを基本としつつ、①自らのエリア内の接続検討を行うとともに、②上位系統を維持・管理している一般送配電事業者に接続検討の申込み等を依頼し、③その結果を、連系希望者に対して回答することを基本としてはどうか。 ※なお、当面、この業務については一般送配電事業者に委託することも考えられる。
- なお、配電事業者が自エリア内の需要の増減等に応じて、配電系統の増強や更新、系統運用の高度化に伴う設備の合理化（ダウンサイジング）を行う際は、一般送配電事業者に事前に通知することとしてはどうか。

### <混雑管理への配電事業者による貢献>

- 配電系統への新規の接続希望があった際に、その直上の一般送配電事業者が運用する送電系統の容量制約が生じる場合がある。
- このような場合、これまでは原則、当該送電系統を増強する運用が行われてきたが、今後、こうした増強を行わずに、配電事業者が、配電事業エリアと送電下位系統との接続点の潮流管理（新規の電源に対する出力制御等による混雑管理等）を行うことを前提に接続を認める運用も考えられる。こうした運用が合理的と判断される場合、一般送配電事業者は、基本的に、このような接続を認めることとしてはどうか。
- この際、混雑管理の手段・方法、一般送配電事業者の系統増強の考え方等について、両者間で予め合意が必要と考えられる。
- 分散グリッドを推進していく観点からは、上記のような課題への考え方について、実証などの具体事例も踏まえつつ、整理していくことが有効ではないか。



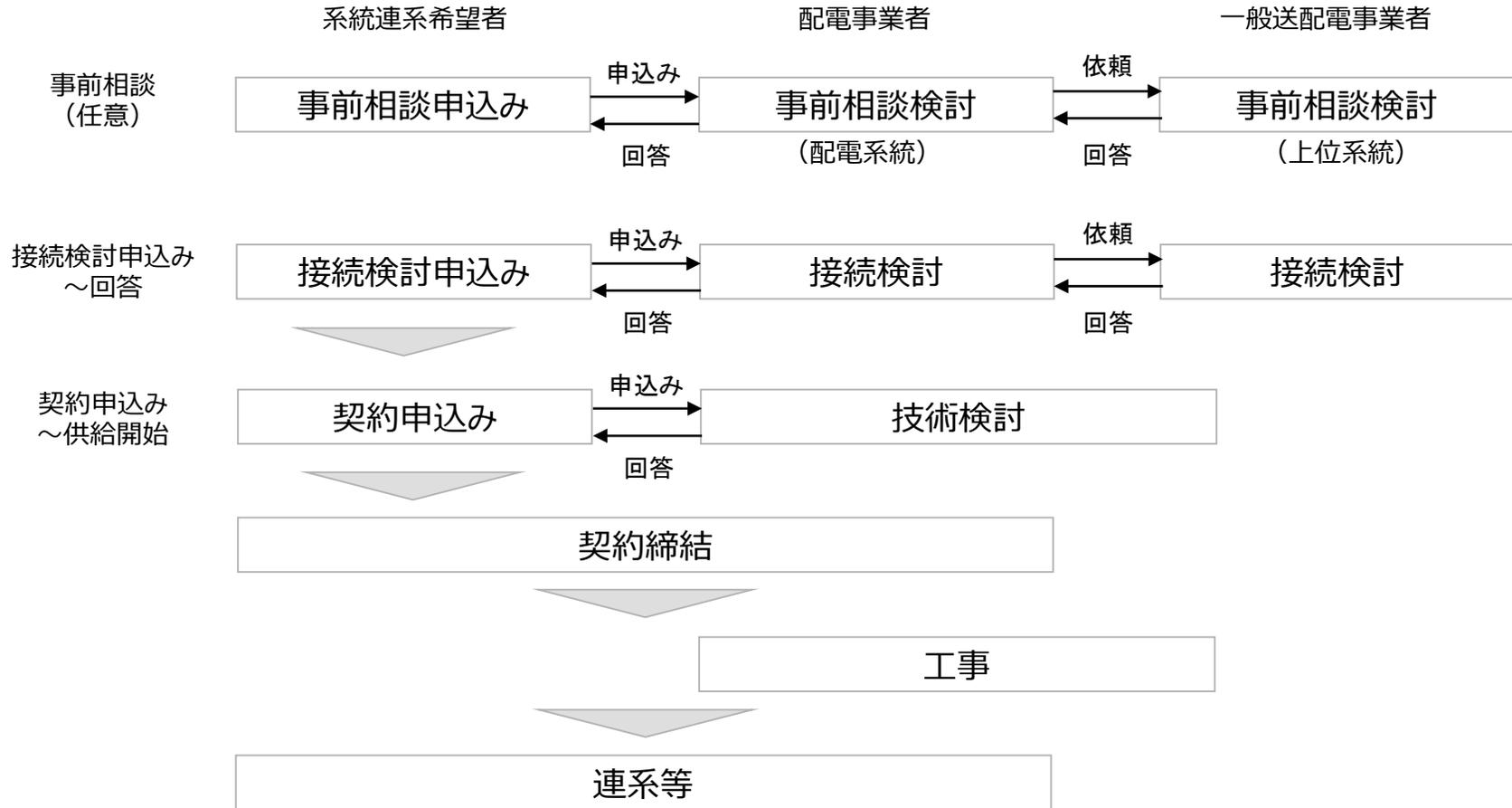
## (参考) 参考価格・譲渡価格の詳細の考え方 (続き)

第6回持続可能な電力システム構築小委員会  
(2020.9.9) 資料2より抜粋

- 配電事業者の責めによらない事情により、配電事業エリアの収益性が変わることが考えられるため、配電事業者から一般送配電事業者に継続的に支払う貸与価格等については、定期的に見直しがなされる仕組みにすることが必要ではないか。
- また、この見直しに当たっては、配電事業者が、配電設備の維持運用費用の合理化、配電事業エリアの設備構成の合理化、潮流合理化による配電事業エリアや上位系統の設備増強回避等に貢献した場合は、その貢献分の一部を配電事業者に帰属させる等、配電事業ライセンスの導入により期待される効果を誘導する仕組みとしてはどうか。
- さらに、一般送配電事業者にとっての配電事業等の参入インセンティブ設計や、配電事業者の参入等に伴うレベニューキャップの変更の扱いについては、託送料金制度改革の項目として議論することとしてはどうか。

# (参考) 系統連系を申し込む際の検討プロセスのイメージ

配電事業エリアに新たに連系希望者が配電事業者に申し込む際のフロー（一例）



※上図は、一般送配電事業者に委託をしない場合、かつ、連系希望者からの申込みが配電事業者で受付けた場合（一般送配電事業者で受け付けたり、一般送配電事業者に系統アクセス業務を委託する場合はこの限りではない）

※接続検討に係る費用については、引継計画等で、一般送配電事業者と配電事業者の両者であらかじめ取り決めておくことが考えられる。

## 2. 運用業務について

### (1) 作業停止調整（送配電事業者と配電事業者の基本的分担）

資源エネルギー庁 令和2年12月18日  
第8回持続可能な電力システム  
構築小委員会 資料1-2

#### ● 配電事業者が行う作業停止調整業務について、以下の方向性の整理としてはどうか。

- 一般送配電事業者は、送配電設備のメンテナンスのため、設備の運用を一時的に停止する場合がある。そのタイミングについては、上位系統又は下位系統の関係や、発電設備のメンテナンスのタイミング等も踏まえ、電力設備全体の作業調整を行っている。
- 同様に、配電事業者も一般送配電事業者の作業停止調整のプロセスに基づき、メンテナンスを行うことが基本と考えられる。
- この際、一般送配電事業者と配電事業者の間での連携に不備が生じた場合は、安全確保の観点から問題となる。
- このため、設備の停止手順等について、相互の意思疎通を確実に担保するため、手続や手順の詳細を具体化していくことが必要と考えられる。

## 2. 運用業務について (2) 需給管理・周波数調整業務

### ● 配電事業者が行う需給管理・周波数調整業務について、以下の方向性の整理としてはどうか。

#### <配電事業者による需給管理業務>

- 一般送配電事業者は、数週間前から当日にかけて、自エリア内の需要予測等を行い、当日に稼働する電源（調整力）の計画を作成。
- 配電事業者においても、同様の業務を行うことが基本と考えられるため、電力広域機関において、以下のとおり、これらを受け付け、必要な処理を行うシステムが必要となると考えられる。
  - 配電事業者が自エリアの需要予測を行い、需要計画、調整電力計画を電力広域機関に提出
  - 電力広域機関は、一般送配電事業者及び配電事業者に対し、必要な情報を提供（系統利用者の計画等）
- なお、配電事業エリアと一般送配電事業エリアの間では、平時には一定の潮流が存在し、両者が同期していることが基本と考えられ、需給管理についてはより大きなエリアで調整することが合理的な場合もあると考えられる。このため、当面の間、これらの業務については、簡易的な形で行うことを可能としてはどうか。  
※緊急時独立運用を行う配電事業者は、非常用に確保しているバックアップ電源のリストを提出する等

#### <配電事業者による周波数調整業務>

- 配電事業者が独自に周波数調整業務を行う場合、一般送配電事業者や電力広域機関と連携が必要。
- この際には、現在検討されている需給調整市場や広域需給調整との連携が必要になる等、システム上の様々な検討課題があると考えられる。これらについては、中長期的に課題の整理を行っていくこととしてはどうか。 ※当面の間、これら業務については一般送配電事業者に委託することが考えられる。

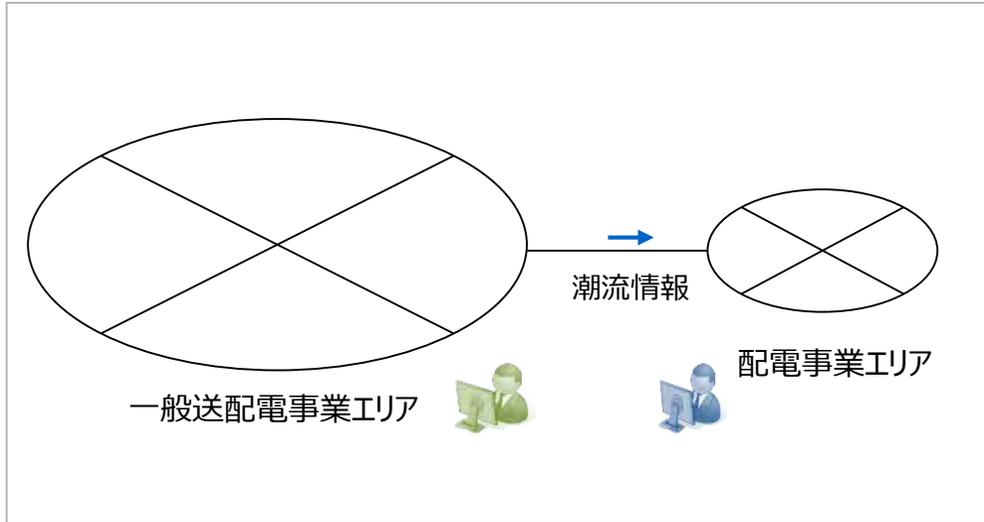
#### <潮流監視、緊急時における独立運用>

- 適切な需給管理及び地域間の精算を行うためには、配電事業者と一般送配電事業者の間では、接続点の潮流情報について、両者が同一の情報を取得・管理することが必要な場合があると考えられる。その場合、こうした手段について、あらかじめ具体化しておくことが必要。
- また、緊急時には、配電事業者は、上位系統から切り離し、独立運用を行うことが考えられる。配電事業者がこのような運用を行う場合は、その開始・停止等の条件や手順等について、あらかじめ具体化しておくことが必要。
- 分散グリッドを推進していく観点からは、上記のような課題への考え方について、実証などの具体事例も踏まえつつ、整理していくことが有効ではないか。

# (参考) 潮流監視・緊急時独立運用のイメージ

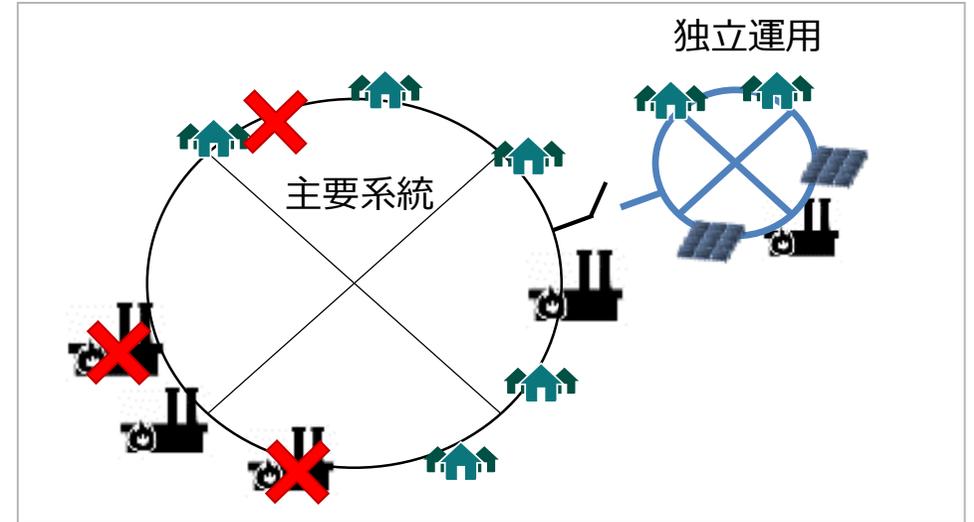
資源エネルギー庁 令和2年12月18日  
第8回持続可能な電力システム  
構築小委員会 資料1-2

## ■潮流監視のイメージ



接続点の潮流情報の取得・管理

## ■緊急時独立運用のイメージ

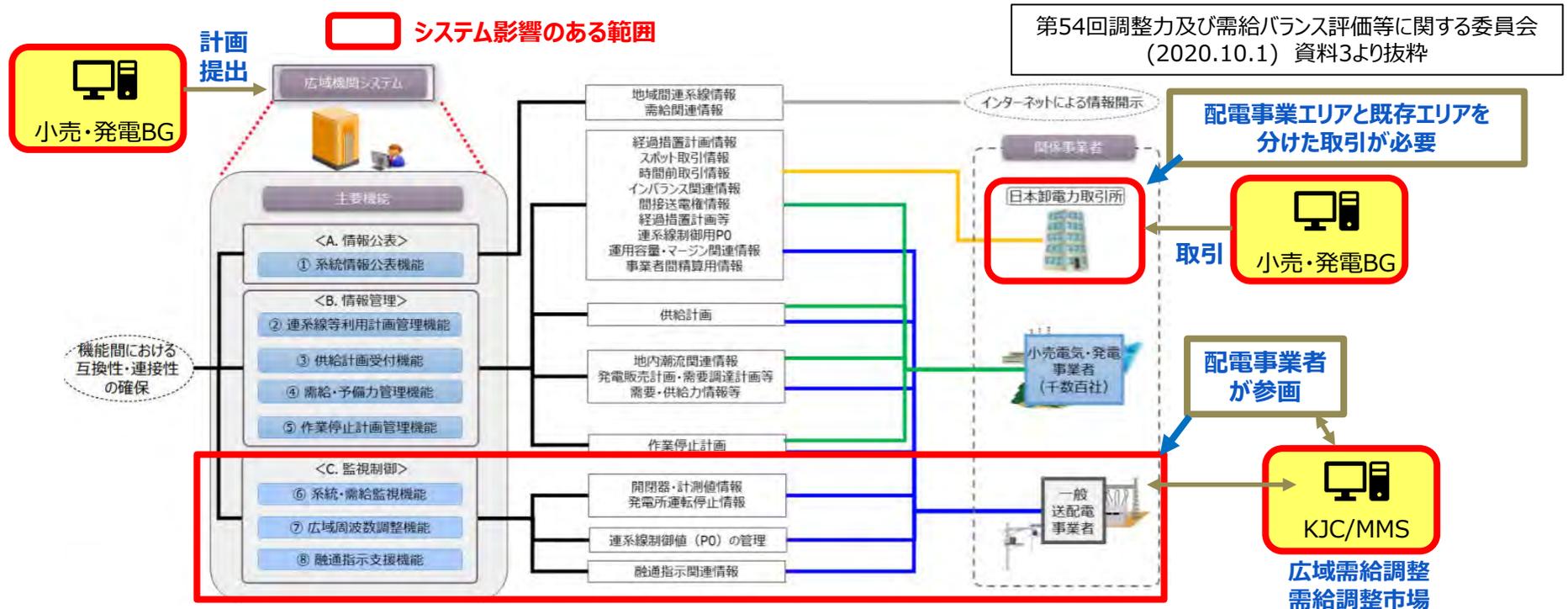


開始・停止等の条件や手順等の具体化

# (参考) 配電事業者が需給管理に参加する際の検討事項例

配電事業者が需給管理に参加する際に、例えば、以下の検討が必要と考えられる。

- 配電事業者の需給管理システムと電力広域機関システムのデータ連携、構築。  
(調整力確保や需給計画の作成・提出にも対応が必要)
- 配電事業エリアで独立したBGの組成及びこれに伴い、市場（JEPXや需給調整市場）や他事業者（発電BG・小売BG・アグリゲーター）の業務設計やシステム等の対応。
- 新たに配電事業者の中給システムと連携をする仕組み及び業務設計やシステム等の対応。
- 配電事業エリア内で託送供給を希望する事業者は新規に配電事業エリア用のBGの作成が都度必要。



## 2. 運用業務について

### (3) 系統管理業務（送配電事業者と配電事業者の基本的分担）

- 配電事業者が行う系統管理業務について、以下の方向性の整理としてはどうか。

#### <送配電事業者と配電事業者の基本的分担>

- 一般送配電事業者は、自エリア内の作業停止計画や台風等の気象条件等も踏まえ、翌日等の系統構成を検討し、必要に応じて、系統切替え等の運用を行う。また、事故等の際、速やかに再通電が可能となるよう、常時監視や再開閉等の運用を行っている。
- 配電事業者も、同様の業務を行うことが基本と考えられる一方、系統管理業務は、一般送配電事業者と一体的に運用を行う必要性が高い業務と考えられる。さらに、配電事業者が、現に一般送配電事業者の配電自動化システムの対象設備の一部の貸与を受ける場合も考えられる。
- このため、系統管理業務については、一般送配電事業者に委託することを基本と考えてはどうか。なお、この委託に当たり、一般送配電事業者は配電事業エリアの設備を適切に認識・管理する必要があるため、配電事業者は一般送配電事業者と運用ルールをあらかじめ取り決めることが必要。  
※なお、一般送配電事業者の系統管理に支障を来さないよう、その業務範囲等については合意している場合等については、配電事業者が自ら行うことを妨げるものではない。

#### <混雑管理に伴う出力制御時の連携>

- 配電事業者は、一般送配電事業者が運用する送電系統の混雑を抑制するため、その配電事業エリア内の電源に対して出力制御を行う場合が考えられる。系統管理上は、このような運用が適切に行われる限り、一般送配電事業者の業務に支障を及ぼすものではないと考えられる。
- しかしながら、一般送配電事業者の需給管理上は、配電事業者が独自にこのような出力制御を行うことを、一般送配電事業者が把握できない場合には、一般送配電事業者の供給力見通しに影響を及ぼす可能性がある。
- このため、配電事業者は、自エリア内の電源に対して出力制御を行う場合、事前に一般送配電事業者に対して必要な情報を共有する仕組みが必要と考えられるのではないかと。
- 分散グリッドを推進していく観点からは、上記のような課題に対する考え方について、実証などの具体事例も踏まえつつ、整理していくことが有効ではないかと。

## 保安業務について

資源エネルギー庁 令和2年12月18日  
第8回持続可能な電力システム  
構築小委員会 資料1-2

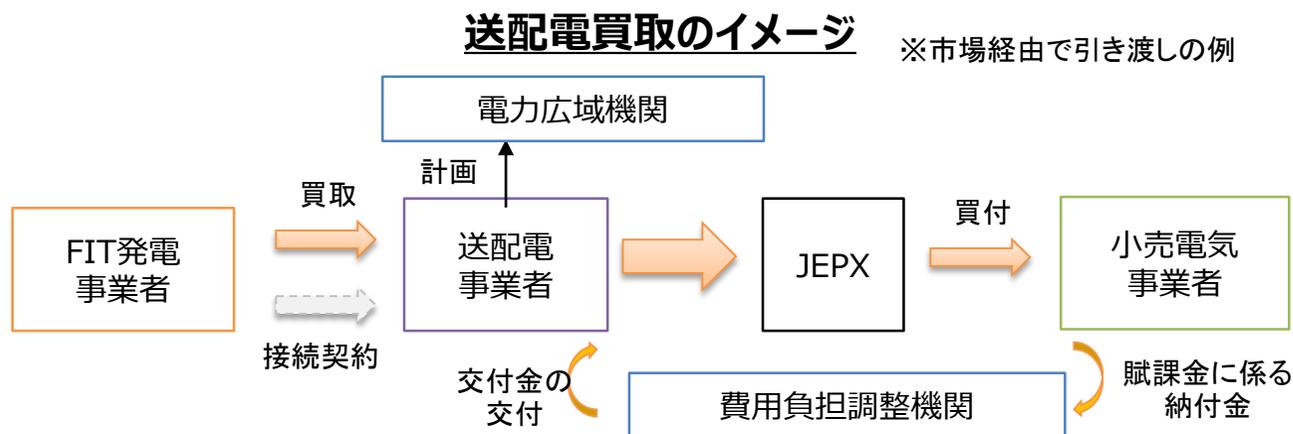
- 一般送配電事業者は、その維持・運用する電気工作物に関し、電気事業法に基づく技術基準適合義務等の保安規制を遵守することとされている。
- 配電事業者においても、配電用の電気工作物に関し、一般送配電事業者と同様の規律に服することが必要。
- なお、保安上の責任の主体については、電気事業法上は、「設置者」とされているところ、配電事業者が一般送配電事業者等から設備の譲渡や貸与を受ける際の責任の主体の考え方については、別の審議会の議論等を踏まえ、整理していくこととしてはどうか。

※近年、電気事業者と運転・保守・管理等を担う設置者が別々の事業形態が現れ始めていることを踏まえて、設置者の定義の明確化等の整理をしていくこととして、第3回電気保安制度WGで提起されたところ。

# FIT関連業務

資源エネルギー庁 令和2年12月18日  
第8回持続可能な電力システム  
構築小委員会 資料1-2

- **一般送配電事業者**は、自エリアに接続するFIT発電事業者から、**FIT買取に関する契約の申込み**を受けたときは、原則、締結に応じる義務がある。こうしたFIT買取に関する業務において、一般送配電事業者は、**FIT発電計画の作成・管理等の業務**を行っている。
- **配電事業者**にも同様の義務が課されていることから、自エリアに接続するFIT発電事業者から申込みがあった際は、同様に対応することが求められる。
- しかしながら、前述のとおり、計画の提出業務等を行うためには、**電力広域機関や他事業者のシステム対応**や配電事業エリアで**独立したBG組成等**が必要。
- このため、これらについては、**中長期的に課題の整理**を行っていくこととしてはどうか。なお、当面の間、これら業務については**一般送配電業者に委託**することも考えられる。



※小売電気事業者の計画提出は省略

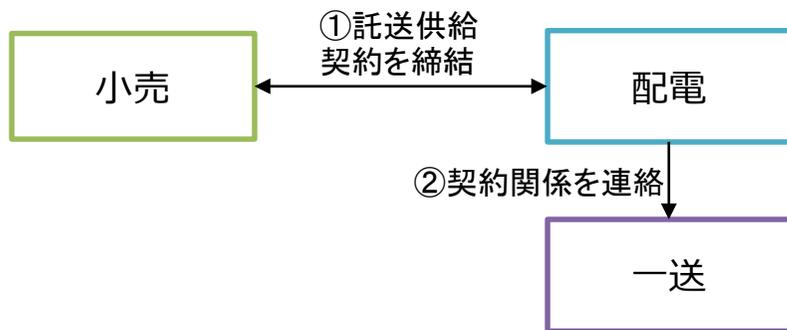
# スイッチング関連業務（1）

- **一般送配電事業者**は、需要家に電気を供給する**小売電気事業者の変更（スイッチング）**等を円滑に行うため、電力広域機関が定める送配電等業務指針に基づき、連携システムを開発・運用し、また、小売電気事業者に**需要家の使用量情報の提供**や、**託送供給契約の切替え等**の業務を行っている。
- こうしたサービスは、配電事業者への参入後も維持することが適切と考えられることから、**配電事業者も同様の業務**を行うことが基本と考えられる。
- しかしながら、小売電気事業者等の業務やシステムへの影響等、様々な課題が考えられる。このため、当面の間、一般送配電事業者に委託することも考えられる。

※一般送配電事業者に委託する場合の業務対応例

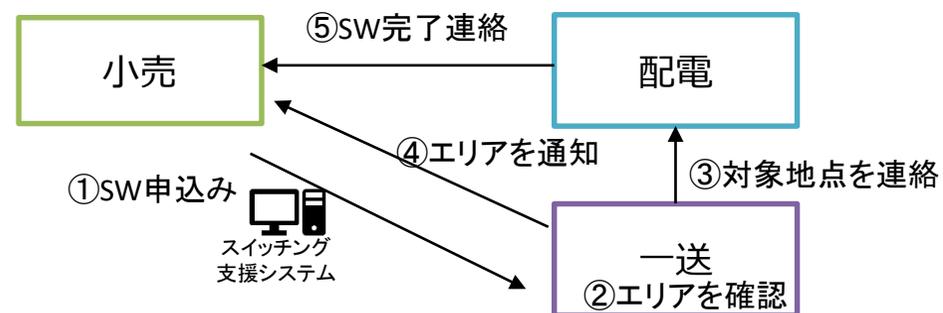
## 新たに託送供給契約を締結した時

スイッチング申込みを受けた際に契約関係を確認する必要があるため、配電事業者が自らの供給区域内で新たに小売電気事業者と託送供給契約を締結した際は、一般送配電事業者に連絡する。



## スイッチング申込みを受けた時

供給地点が配電事業エリアのスイッチング申込みを受付けた際は、一般送配電事業者は、供給先が当該配電事業者と小売電気事業者との契約関係を確認。配電事業者に対象地点を連絡するとともに、小売電気事業者にスイッチング処理完了の旨を通知。



## スイッチング関連業務（2）

- 配電事業者が参入する場合であって、その託送料金体系が、周囲の一般送配電事業者と異なる場合、小売電気事業者が提供する料金メニューについても、**一般送配電事業者のエリアと配電事業者のエリアで、内容が異なる場合が生じ得る**と考えられる。
- このため、
  - － 小売電気事業者は、需要家に対して、適切に料金メニューを説明することが重要であり、
  - － 小売電気事業者が需要家からスイッチングの申込みを受け付けた場合には、①その需要家の供給地点がどの事業者の託送エリアに属するかを確認し、スイッチング後の小売料金メニューを需要家が正しく把握していることの説明を適切に行った上で、小売供給契約を締結する必要がある。
- このため、小売電気事業者が需要家の**供給地点が配電事業エリアに属するか否か照会**できる仕組みが必要。  
※現行のシステムを前提にした場合、小売電気事業者や電力広域機関、一般送配電事業者等のシステム改修が必要。
- 当面の間においては、小売電気事業者はスイッチング申込みを受けた際に、国が公表する**配電事業者の供給区域の情報**を確認するとともに、必要に応じて、**一般送配電事業者を対象地点が配電事業エリアに属するか否かを確認**することとしてはどうか。
- また、需要家が引っ越しなどを行う場合、当該需要家はその引っ越し先の一般送配電事業者又は配電事業者に関する情報を正しく把握できることは重要。
- このため、今後、小売電気事業者の業務やシステムへの影響も踏まえつつ、**需要家が小売電気事業者との間で小売契約を締結する際に、そうした情報を正しく把握できる仕組みを整備**していくこととしてはどうか。

### 電気事業法

第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「小売電気事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。（略）

## 精算等業務、その他の業務について

資源エネルギー庁 令和2年12月18日  
第8回持続可能な電力システム  
構築小委員会 資料1-2

- 精算等の業務の委託やその業務フローについては、第6回本小委員会の整理のとおり。
- この際、配電事業者が一般送配電事業者と異なる料金メニュー・料金単価を設定する場合に、一般送配電事業者に料金精算等業務を委託すると、一般送配電事業者のシステムの仕様上、これらの業務に対応できない可能性がある。
- 配電事業者が異なる料金メニュー・料金単価を設定し、本料金精算等業務を一般送配電事業者に委託する場合に、**一般送配電事業者側に追加的に発生する費用（人件費、システム改修費等）については、委託費等により配電事業者が負担することが適当**ではないか。

※この場合、配電事業者が自ら精算等業務に係るシステムを構築する等をして、これら業務を行うことも考えられる。

※参入する全ての配電事業者に対応するような大規模なシステム改修費等は、参入を希望する特定の配電事業者が負担するものではなく、一般送配電事業者の負担によるべきであると考えられる。

※一般送配電事業者のシステム上、多様な料金メニュー・料金単価を設定できない場合、配電事業者からの受託分についても一般送配電事業者の託送料金単価で小売電気事業者に請求せざるを得ないが、一般送配電事業者と配電事業者の託送料金単価の差額分については、事後的に精算するという方法も考えられる。この際、一般送配電事業者側に追加的に発生する費用は、配電事業者が負担すべきであると考えられる。なお、事後精算方法については、あらかじめ一般送配電事業者と配電事業者の間で取り決めておく必要があると考えられる。

## 精算等業務、その他の業務について

資源エネルギー庁 令和2年12月18日  
第8回持続可能な電力システム  
構築小委員会 資料1-2

- 「適正な電力取引についての指針」において、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましいとされている。
- 小売電気事業者が、一般送配電事業者と配電事業者の託送料金が異なる場合に配電事業エリアについて、託送料金を書き分けて需要家に周知することとすると、**小売電気事業者のシステム改修や業務の煩雑化等の負担が増加し、新規参入や競争環境の整備の支障となるなど、電力小売全面自由化の趣旨に反し、かえって需要家保護にならないおそれがある。**
- そのため、小売電気事業者が配電事業者の供給区域内における需要家への簡便な周知方法の例として、**請求書や領収書等において、一般送配電事業者の託送供給料金相当支払金額を記載しつつ、注釈等により、託送料金単価が異なる配電事業の供給区域や当該配電事業者の託送料金単価が分かるWebサイトのURL等を記載**することが考えられるが、どうか。
- なお、配電事業者は需要家向けの事前説明会等で上記のような可能性について周知することが必要ではないか。

### （参考）『適正な電力取引についての指針』～小売料金の設定及び小売供給に関する行為～

#### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。

また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。

さらに、電気料金の透明性の確保の観点から、**小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。**

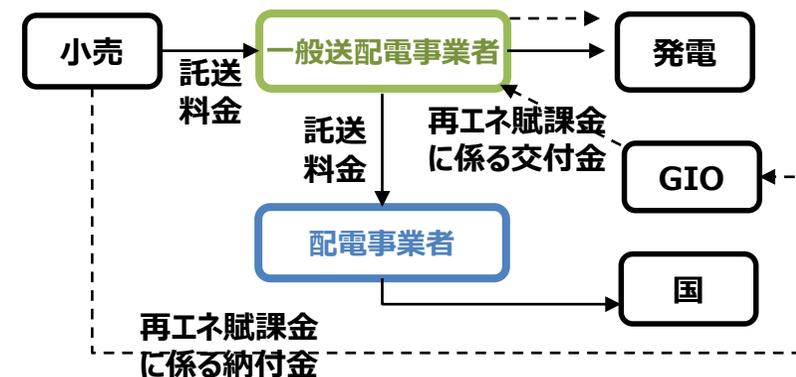
**(参考) メータリングシステムの連携 (一送) - 料金精算の流れ**

- 配電事業者は、その事業エリアにおいて、(1)小売電気事業者から託送料金等を収納するとともに、(2)GIOからの再エネ賦課金に係る交付金の受け取り及びFIT発電者に対する買取費用の支払い、(3)発電事業者に対する賠償過去分・廃炉円滑化負担金の納付、(4)国に対する電源開発促進税の納付等の業務を行うことが考えられる。
- これらのうち、税務を除く清算実務については、一般送配電事業者を経由した代理業務とすることが合理的となる場合が考えられるため、これらの業務については、**①一般送配電事業者に委託することができ** (配電事業者自らが実施することも妨げられない)、**②一般送配電事業者は、正当な理由がない限り、この協議に応じなければならないこと**としてはどうか。

	① 一般送配電事業者に精算委託する場合	② 配電事業者が精算を行う場合
(1) 託送料金	一送→配電	配電
(2) 再エネ賦課金 (交付金の受け取り・買取費用の支払い)	GIO→一送→発電	GIO→配電→(一送)→発電
(3) 賠償過去分・廃炉円滑化負担金	一送→発電	配電→一送→発電
(4) 電源開発促進税	一送→配電→国	配電→国

注:(4)電源開発促進税の納付は配電事業者自らが行う。

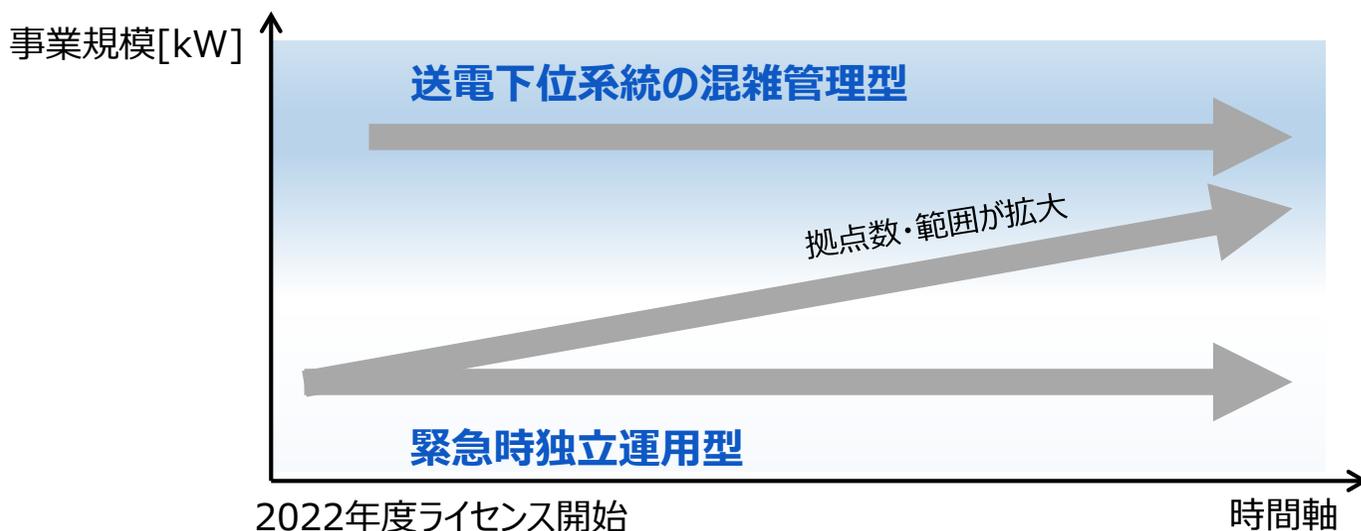
料金精算の流れ (①の例)



# まとめ

資源エネルギー庁 令和2年12月18日  
第8回持続可能な電力システム  
構築小委員会 資料1-2

- 以上のとおり、配電事業の基本ケースを想定し、計画、運用、保安、精算業務等を整理し、各業務について、一般送配電事業者や電力広域機関との間の役割分担や、ルール、システム等について整理を行った。
- 2022年度の制度開始から、時間の経過とともに、配電事業者数や事業規模が拡大していくものも考えられる。とりわけ、システムの整備については、こうした将来を見据え、あらかじめ計画的に検討を進めていくことが重要と考えられる。
- 配電事業の開始に当たり、上記の他に、あらかじめ更に詳細を検討しておくべき事項はあるか。



○広域需給調整との連携

○需給調整市場への参画  
(調達主体、提供主体)

○需給管理  
(調整電力計画策定)

○システム対応  
(需給管理、FIT関連、  
スイッチング関連、精算等)

## 【論点⑤】引継計画の承認基準

## (参考) 地域調整費用 (ユニバーサルサービス維持費用) の取扱い

- 委員の御意見を踏まえ、「ユニバーサルサービス維持費用」は、「地域調整費用」とさせていただいた上で、今後、詳細検討を行うこととしたい。

(参考) 第6回の本小委員会における委員の御意見

- ユニバーサルサービス維持費用と呼ぶのがいいかどうかというのは、少し検討していただければと思います。電力の世界では既にユニバーサルサービスという言葉を使って、離島に関するある種の補填というのに関してはこの言葉を使っているわけなんですけれど、これ同じ言葉で表現するのがいいかどうか、あるいはユニバーサルサービスというのはかなり一般的な言葉なので、これで表現するのがいいかどうかというのは御検討ください。
- 配電事業制度についてなんですけれども、やはりこの事業、適正な費用水準で運営されることを前提に、電力の質を落とさないことというのが非常に重要だと考えております。そういう意味におきましては、このことによってほかの産業で起こってしまったようなクリームスキミングが起きない制度にしていくことが非常に重要で、今回、ユニバーサルサービス費用という概念を導入してくださったことは、とてもよかったというふうに思っています。

### 配電参入前の当該配電事業エリアの収支イメージ

当該エリアの 「託送料金期待収入」	④ 地域調整費用
	③ 上位系統費用
	② 配電設備の償却費用
	① 配電設備の維持運用費用

### 貸与価格イメージ

④ 地域調整費用
③ 上位系統費用 (一送系統への接続料)
② 配電設備の償却費用
① 配電設備の維持運用費用

一般送配  
電事業者  
に支払う  
費用(定期)

### 譲渡価格イメージ

④ 地域調整費用
③ 上位系統費用 (一送系統への接続料)
② 配電設備の償却費用
① 配電設備の維持運用費用

一般送配  
電事業者  
に支払う  
費用(定期)

譲渡時  
支払い

- ① 配電設備の維持運用費用 : 配電事業者が維持運用する設備の維持運用費用
- ② 配電設備の償却費用 : 配電事業者が維持運用する設備の償却費用
- ③ 上位系統費用 : 配電事業者が託送供給を行う際に必要な上位系統等設備の維持運用・償却費用
- ④ 地域調整費用 : 地域間の事業環境の違いを踏まえ、それに起因する料金差が生じないように調整するための費用